

障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会

中間取りまとめ

平成25年8月26日

1 障害者の芸術活動の意義

- 芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。

- また、障害者の芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものである。

2 障害者の芸術活動への支援の方向性

(支援の方向性)

- 上記のような障害者の芸術活動の意義を踏まえると、その支援を行っていくにあたっては、「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を

ふまえ、しくみづくりをおこなって、じゅうよう
踏まえ、仕組み作りを行っていくことが重要である。

- まず、「裾野を広げる」という視点からは、地域に根差した現場で芸術活動を行う
しょうがいしゃほんにん かぞく しえんしゃどう たいして そうさくかつどう けんりほ ごなど かんするそうだん
障害者本人、その家族、支援者等に対して、創作活動や権利保護等に関する相談
しえん おこなったり しえん おこなうじんざい いくせい とりくみ すいしん
支援を行ったり、支援を行う人材を育成するなどの取組を推進していくことが、
ひとつ おおきなはしら かんがえられる
一つの大きな柱と考えられる。

- また、「優れた才能を伸ばす」という視点からは、芸術性の高い障害者の作品を
ひょうか はっくつ こくないがい はばひろいてんじきかい かくほ みちか ちいき こえたしえん
評価・発掘し、国内外への幅広い展示機会を確保するなど、身近な地域を超えた支援
しくみ こうちく
の仕組みを構築していくことが、もう一つの大きな柱と考えられる。

- こうした2つの柱に沿って具体的な支援を推進していくためには、後述するよ
うに、これらをささえるじんざい そうご れんけい きょうりよく しえん とりくめる
支える人材が相互に連携・協力して支援に取り組めるようなネッ
こうちく のぞまれる
トワークを構築することが望まれる。

しょうがいしゃ げいじゅつさくひん はっしん さまざま かつどう しえん ありかた (障害者の芸術作品を発信する様々な活動とその支援の在り方)

- 近年、きんねん「アール・ブリュット(注1)」というがいねん こしょう もと しょうがいしゃ すぐれたげいじゅつ
作品をさくひん ひょうか はっくつ こくないがい はっしん かつどう かんけいしゃ あいだ すすめられて
評価・発掘し、国内外に発信する活動が関係者の間で進められており、そ
ような活動をつうじて、こくさいてき たかくひょうか さくひん うまれて
国際的にも高く評価される作品が生まれてきている。こう
した中、なか ほんこんだんかい こうせいいん なか つぎ りゆう
本懇談会の構成員の中からも、次のような理由から、「アール・ブリュッ
ト」というこしょう もと
呼称の下でそのような活動を進めていくことを支持する意見が示された。

- ・ 障害者が創り出す作品を評価し、発信していく上では、一定の共通言語があった方がよい。
- ・ 芸術活動において障害の特性が能力として活かされている場合、それを「アール・ブリュット」という概念の下に評価する枠組みができており、それがきっかけとなって障害者の社会参加が推進されている。
- ・ 「アール・ブリュット」という言葉は、国際的にも認知されており、芸術の枠組みを広げたり、深めたりする作用も期待できる。

(注1) アール・ブリュット：フランスの画家ジャン・デュビュッフェによって考案された言葉であり、「加工されていない、生（き）の芸術」を意味する。デュビュッフェは、精神障害のある人や幻視家などが制作した絵画や彫刻をアール・ブリュットと呼び、それらの美術の専門教育を受けていない人々の作品を、「もっとも純粋で、もっとも無垢な芸術であり、作り手の発想の力のみが生み出すもの」と高く評価した。

- このような取組の実績や、その活動を支持する意見等を踏まえれば、「アール・ブリュット」という概念・呼称に共感する人々が、その呼称の下で障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動に取り組んでいくことは、上記1に示したような障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与といった観点からみても大きな意義を有しており、今後もこうした取組の一層の推進を図っていくことが望まれる。

- また、本懇談会では、「アール・ブリュット」という呼称を用いることなく、それぞれの概念の下で取り組んでいる次のような活動の紹介も行われた。これらの活動も、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与と

いう観^{かんてん}点からみて、それぞれに大きな意^{おおきな}義^{いぎ}を有^{ゆう}するものといえる。

- ・ 市民^{しみん}が主体^{しゅたい}となって自分たちの文化^{ぶんか}、芸術^{げいじゆつ}活動^{かつどう}を生^うんでいく一つの市民^{しみん}活動^{かつどう}として「エイブル・アート・ムーブメント」に取^{とり}組^くんでい^いる。その中^{なか}で障^{しょう}害^{がい}のある方^{かた}たちの表^{ひょう}現^{げん}を支^さえるとい^いうことを主^{しゆ}要^{よう}な活^{かつ}動^{どう}にしてい^いる。
- ・ 知^ち的^{てき}障^{しょう}害^{がい}がある方^{かた}の作^{さく}品^{ひん}について、「アウトサイダー・アート」等^{とう}の名^{めい}称^{しょう}でカテ^{げん}ゴ^だライ^いズ^きせ^るず、現^{げん}代^{だい}を生^いきる人^{ひと}が生^うみ出^だす「現^{げん}代^{だい}ア^あー^と」として発^は信^{しん}してい^いる。
- ・ 肢^{した}体^{たい}不^ふ自^じ由^{ゆう}児^じ・者^{しゃ}の生^{いき}が^がい^いづ^くり、一^い般^{ぱん}の人^{ひと}々^{びと}の障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}に對^{たい}する理^り解^{かい}の促^{そく}進^{しん}を目的^{もくてき}に、グ^かラ^いフ^いッ^きア^あー^と・コ^かン^いテ^いス^いトの開催^{かいさい}、美^び術^{じゆつ}展^{てん}やデ^じジ^たル写^{しゃ}真^{しん}展^{てん}へ参^{さん}画^{かく}な^など^どの活^{かつ}動^{どう}を^おこ^なっ^てい^いる。

○ こうした活^{かつ}動^{どう}を^おこ^なっ^てい^いる構^{こう}成^{せい}員^{いん}の中^{なか}からは、「ア^あー^と・ブ^ぶリ^りュ^りッ^つト」とい^いう呼^こ称^{しょう}の下^{もと}で取^{とり}組^くま^れて^てき^きた活^{かつ}動^{どう}の実^{じつ}績^{せき}に^いっ^てい^いひ^ひょう^{ひょう}か^かし^しめ^めし^しつ^つつ、その呼^こ称^{しょう}に^つい^いて、次^{つぎ}のよ^よう^うな見^{けん}解^{かい}も^しめ^めさ^され^れた。

- ・ 「ア^あー^と・ブ^ぶリ^りュ^りッ^つト」に對^{たい}する認^{にん}識^{しき}が人^{ひと}によ^よっ^て非^ひ常^{じょう}に異^いな^なっ^てい^いる。
- ・ 障^{しょう}害^{がい}のある人^{ひと}が表^{ひょう}現^{げん}し^したらそ^それ^れが「ア^あー^と・ブ^ぶリ^りュ^りッ^つト」に^になる^{なる}の^のか^かとい^いう疑^ぎ問^{もん}がある。障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}とい^いうレ^じッ^てル^るか^から自^じ由^{ゆう}に^になる^{なる}た^ため^めに表^{ひょう}現^{げん}活^{かつ}動^{どう}を^して^てきた人^{ひと}にと^とっ^て、「ア^あー^と・ブ^ぶリ^りュ^りッ^つト」とい^いう言^{こと}ば^ばが、レ^じッ^てル^ると^として機^き能^{のう}する側^{そく}面^{めん}も^ある。
- ・ 日^に本^{ほん}の現^{げん}状^{じょう}では、「ア^あー^と・ブ^ぶリ^りュ^りッ^つト」とい^いう言^{こと}ば^ばが、本^{ほん}来^{らい}の意^い味^みを^はな^なれ^れて、「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}ア^あー^と」と^として捉^とら^えら^れが^ちである。「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}ア^あー^と」とい^いうカ^かテ^てゴ

ライズはいらないのではないか。

- 以上のことを踏まえれば、「アール・ブリュット」をはじめ様々な概念・呼称で取り組まれている活動はそれぞれに尊重されるべきであり、本懇談会としては、上記1に示したような障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、どのような概念・呼称の下で行われているかを問わず、支援の対象として考えていくこととしたい。

3 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方

- (1) 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方について

(相談支援の充実)

- 障害者が芸術活動を行うに当たっては、公募展等への作品の出展や販売の機会、著作権等の権利保護等に関する相談体制が身近にあることで、芸術活動を通じた障害者の社会参加が一層促進されるとともに、才能のある障害者の活躍の場が一層広がることが期待される。
- しかし、実際に芸術活動を行っている障害当事者からは、自分で出展依頼等に対するやりとりをする中で、どのように返事をすればいいのか、依頼を受けていいのかという点で悩んだり、誰かに手伝いを依頼したいと思うことがあるが、そうしたときに、相談先や手伝いを頼める人がなかなか見つからなくて困っているといたった声も聞かれた。

○ また、^{ちいき}地域において^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつかつどう}芸術活動の^{しえん}支援を行っている^{ふくし}福祉サービス事業所や^{じぎょうしょ}特別支援学校等においては、その^{しえん}支援の方法や、^{ちよさくけんとう}著作権等の^{ほごとう}保護等に関する^{かんするちしき}知識や^{けいけん}経験に^{とぼしいばあい}乏しい場合が多いとの^{おおい}指摘もあつた。

○ このため、^{みちか}身近な^{ちいき}地域の中で、^な障害者本人やその^{かぞく}家族、^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつかつどう}芸術活動を^{しえん}支援する^{ふくし}福祉サービス事業所や^{じぎょうしょ}特別支援学校等の^{かんけいしゃ}関係者からの^{そうだん}相談を受け付けられるような^{そうだんしえんきかん}相談支援機関を^{もうけ}設け、^{ちいき}地域ごとに^{そうだんしえん}相談支援の^{たいせい}体制を^{かくほ}確保するとともに、そのような^{とりくみ}取組があることを^{ひろくしゅうち}広く周知していくことが^{のぞまれる}望まれる。

○ また、^{こうじゅつ}後述するように、^{ふくし}福祉サービス事業所や^{じぎょうしょ}特別支援学校等において^{びじゅつ}美術大学や^{だいがく}芸術大学の^{げいじゅつだいがく}学生等を受け入れるなど、^{がくせいとう}福祉・^{うけいれる}教育分野と^{ふくし}芸術分野の^{きょういくぶんや}人材の^{げいじゅつぶんや}交流を^{じんざい}図ることも^{こうりゅう}重要であり、その際に、^{はかる}美術大学や^{じゅうよう}芸術大学の^{さい}窓口等に^{びじゅつだいがく}において、^{げいじゅつだいがく}関係がある^{まどぐちとう}人材と^{かんしん}事業所等を^{じんざい}結び付ける^{じぎょうしょとう}役割を^{むすびつける}担うことも^{やくわり}考えられる。^{になう}さらに、^{かんがえられる}地域において^{せんしんてき}先進的な^{とりくみ}取組を行っている^{おこなつて}団体等を^{だんたいとう}窓口として、^{まどぐち}関係者に^{かんけいしゃ}よる^{けいせい}ネットワークの^{はかる}形成を^{じんざい}図ることにより、^{すすめる}人材の^{かんがえられる}交流を進めることも^{かんがえられる}考えられる。

(^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品に関する^{かんするけんりほご}権利保護)

○ ^{しょうがいしゃ}障害者が^{げいじゅつかつどう}芸術活動を行うに^{おこなう}当たっては、^{あたつて}障害者本人が^{しょうがいしゃほんにん}著作権等の^{ちよさくけんとう}権利を^{けんり}行使するために^{こうし}自らの^{みずから}意思を表示する上で^{いし}困難を^{ひょうじ}伴うことがある場合や、^{うえ}芸術活動を^{こんなん}行う場面で^{ともなう}様々な^{ばあい}関係者が^{げいじゅつ}関わる場合があることなどから、^{かかつどう}障害者の^{おこなう}活動を行う^{さまざま}場面で^{かんけいしゃ}様々な^{かかわる}関係者が^{ばあい}関わる場合があることなどから、^{しょうがいしゃ}障害者の

げいじゆつさくひん かんするけんりほご じゆうぶん はいりよ ひつよう
芸術作品に関する権利保護には、十分な配慮がなされる必要がある。しかしな
がら、じっさい しょうがいしゃ げいじゆつかつどう しえん とりくむかんけいしゃ あいだ
実際には、障害者の芸術活動の支援に取り組む関係者の間でも、こう
しょうがいしゃ げいじゆつさくひん かんするけんりほご たいするにんしき じゆうぶん
した障害者の芸術作品に関する権利保護に対する認識が十分であるとはいえ
ないじょうきよう
状況がみられる。

○ しょうがいしゃ げいじゆつさくひん かんするけんりほご うえ もんだい しょうけん
障害者の芸術作品に関する権利を保護していく上での問題としては、所有権
もんだい ちよさくけんほうじょう けんり もんだい
の問題と、著作権法上の権利の問題とがある。

○ このうちしょうけんについては、ふくし じぎょうしょ げいじゆつかつどう おこなうしょうがいしゃ
このうち所有権については、福祉サービス事業所で芸術活動を行う障害者の
げいじゆつさくひん しょうけん しょうがいしゃほんにん ふくし じぎょうしょ きぞく
芸術作品の所有権が、どのように障害者本人、福祉サービス事業所に帰属する
のかがさいだい もんだい
最大の問題となる。この問題に対しては、もんだい たいして しょうけん とりあつかい
所有権の取扱いについて
じぎょうしよがわ ここ しょうがいしゃ ごうい けいやく さだめる じぎょうしょ
事業所側と個々の障害者が合意して契約で定める、あるいは事業所においてあ
らかじめしょうけん とりあつかい かんするきてい さだめて じゆんきよ けんり
らかじめ所有権の取扱いに関する規程を定めておき、それに準拠して権利を
とりあつかう めいかく
取り扱うことを明確にしておくといった対応が望まれるところであり、こうした
たいおう うながす
対応を促すため、ガイドラインの作成・普及を図っていくことが考えられる。

○ また、ちよさくけんほうじょう けんり (注2) については、ふくし じぎょうしょ かんけいしゃ りかい
また、著作権法上の権利(注2)については、福祉サービス事業所の関係者の理解
ふかめる ちよさくぶつ りよう かかわるしょうだくしょ ようしきれい しめすなど けんり こうし
を深めるため、著作物の利用に係る承諾書の様式例を示す等、権利の行使やそ
ほご ひつよう てつづきとう かんする さくせい
の保護のために必要な手続き等に関するガイドラインを作成するとともに、福祉
じぎょうしょ かんけいしゃ たいするけんしゅうとう ちよさくけんほう ふきゅうけいはつ はかって
サービス事業所の関係者に対する研修等による著作権法の普及啓発を図ってい
くことがかんがえられる。また、せいねんこうけんせいど りよう ばあい せいねん
くことが考えられる。また、成年後見制度が利用される場合もあるため、成年

後見人が、作者の権利を適切に保護しつつ権利行使が可能となるよう、

著作権法の普及啓発活動を行うことが望まれる。

(注2) 作者の有する権利は、財産的利益の保護に着目した「著作権」(複製権、展示権等)と人格的利益の保護に着目した「著作者人格権」がある。

○ さらに、事業所の職員等が障害者の権利の行使やその保護に関して具体的な

問題に直面した場合に、相談に応じることができる窓口を設けることも重要である。

○ 以上のような障害者の芸術作品に関する権利保護の取組を進めていくに

当たっては、不断に現場のニーズをくみ上げて、必要な見直しを行っていくことが望まれる。

(地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成)

○ 地域において障害者の芸術活動を理解し、適切に支援することのできる人材

を育成することは、重要な課題である。

○ このため、例えば、福祉サービス事業所や特別支援学校等において、美術大学

や芸術大学等から学生等を受け入れることや、地域で開催されるワークショップ

に参加することなどを通じて、職員が芸術分野の人材と交流し、芸術に

対する理解を深めるとともに、芸術活動を支援する方法を学ぶこと、また、福祉

教育等の現場において、障害者の芸術活動等に触れる機会を作ることなどが

かんがえられる。また、^{じょうじゅつ}上述のとおり、^{しょうがいしゃ げいじゅつさくひん}障害者の芸術作品に関する^{かんするけんりほご}権利保護について、^{ふきゅうけいはつ おこなう}普及啓発を行うことも^{じゅうよう}重要である。

^{しょうがいしゃ}（^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかんしょう}芸術鑑賞への^{しえん}支援）

- ^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかつどう}芸術活動を^{しえん}支援していくため、^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかんしょう}芸術鑑賞の^{きかい}機会を増やして^{ふ や して}いくことなど、^{しょうがいしゃ}障害者による^{げいじゅつかんしょう}芸術鑑賞への^{しえん}支援を^{すすめて}進めていくことが^{のぞまれる}望まれる。

(2) ^{しょうがいしゃ}障害者の^{すぐれたげいじゅつさくひん}優れた芸術作品の^{てんじとう}展示等を^{すいしん}推進するための^{しくみ}仕組みについて

^{すぐれたげいじゅつさくひん}（^{ひょうか}優れた芸術作品の評価・^{はっくつ}発掘、^{ほぞん}保存、^{てんじきかい}展示機会の^{かくほうとう}確保等）

- ^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品については、^{ふくし}福祉サービス事業所等の^{じぎょうしょとう}現場において、^{げんば}非常^{ひじょう}に^{すぐれたげいじゅつてき}優れた芸術的価値のある^{さくひん}作品であっても、その^{かち}価値に対する^{たいするひょうか}評価が十分に^{おこなわれずうもれて}行われず埋もれてしまっているものが^{すくなからず}少なからずあるのではないかということが懸念されている。こうした^{さくひん}作品を^{ひょうか}評価・^{はっくつ}発掘することにより、^{こくないがい}国内外における^{はばひろいてんじきかい}幅広い展示機会を^{かくほ}確保する^{とりくみ}取組が進められることは、^{しょうがいしゃ}障害者の^{しゃかいさんか}社会参加を^{すいしん}推進するとともに、^{げいじゅつぶんか}芸術文化の^{はってん}発展に^{きよ}寄与するという^{かんてん}観点から、^{じゅうよう}重要な^{かだい}課題である。
- こうした^{かだい}課題については、^{じっさい}実際に^{がくげいいん}学芸員や^{ふくしかんけいしゃとう}福祉関係者等が^{れんけい}連携して、^{こくないがい}国内外の^{しょうがいしゃ}障害者の^{げいじゅつさくひん}芸術作品の^{ちょうさ}調査を行うことにより、^{ひょうか}評価・^{はっくつ}発掘という^{てん}点で^{いっせい}一定の^{せいか}成果を^{あげて}上げている^{じれい}事例もみられることから、こうした^{とりくみ}取組をさらに^{ひろげて}広げていくことが^{ひつよう}必要である。その際には、^{さい}学芸員や^{がくげいいん}芸術家等の^{げいじゅつかつどう}美術関係者^{びじゅつかんけいしゃ}だけでなく、^{ふくしげんば}福祉現場・

いりょうげんばとう じんざい きょうどう ちょうさ おこなう じゅうよう かつどう
医療現場等の人材が協働して調査を行うことが重要であり、こうした活動を
つづけて 通じて、 しょうがいしゃ げいじゅつさくひん ひょうか ありかた ねりあげられて
続けていくことを通じて、障害者の芸術作品の評価の在り方も練り上げられて
いくことが期待される。

- また、ひょうか はっくつ げいじゅつさくひん ほぞんばしょ かくほ すぐれた
作品を継続的・安定的に保存する観点から、保存すべき作品を選定する際にどの
きやくかんせい たんぼ かだい じょうじゅつ
ように客観性を担保するかといったことも課題となってくるが、上述のよう
なひょうか はっくつ とりくみ すすめて なか かだい かいけつほうほう けんとう
な評価・発掘の取組を進めていく中で、こうした課題の解決方法についても、検討
おこなって ひつよう
を行っていく必要がある。

さくひん はんばい しょうひんか しえん (作品の販売や商品化への支援)

- しょうがいしゃ げいじゅつさくひん たいする こくないがい ひょうか たかまり なか しょうがいしゃ
障害者の芸術作品に対する国内外の評価の高まりがみられる中で、障害者
げいじゅつさくひん はんばい に じりよう しょうひんかとう すすんで けいざいめん
の芸術作品の販売やその二次利用による商品化等も進んできており、経済面か
らしょうがいしゃ せいかつ こうじょう はかり じりつ むけた しえん おこなうかんてん
ら障害者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を行う観点からも、このよう
とりくみ じゅうよう
な取組は重要である。
- じっさい しょうがいしゃ さくひん しゅってん しゅうえき かくほ
実際に、障害者の作品について、アートフェアに出展することで収益を確保
しょうがいしゃ かんげん しょうがいしゃ さくひん しょう きぎょうとう
して障害者に還元したり、障害者の作品を使用したいという企業等からデザイ
しょうりよう しはらい うける れい
ン使用料の支払いを受けるといった例もみられる。
- こうした とりくみ すすめて めいかく けんりかんけい もと きぎょう
こうした取組をさらに進めていくためには、明確な権利関係の下、企業や

びじゅつかんなど しょうがいしゃ あいだ た ち いらいうけつけ えいぎょう じぎょうきかく きんせん うけわたしどう
美術館等と障害者との間に立ち、依頼受付、営業、事業企画、金銭の受渡し等

についての支援を行う機能が重要であり、実績・知見のある先進的な取組にお
けるノウハウを普及していくなどの取組が望まれる。

しょうがいしゃ げいじゅつさくひん ひょうか はくくつ はっしんどう おこなうじんざい いくせい
(障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成)

○ しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しょうがいしゃ すいしん ちいき ふくし
障害者の芸術活動への支援を推進していくためには、地域の福祉サービス

じぎょうしょ とくべつしえん がっこうどう しょうがいしゃ おこなう じんざい いくせい くわえ
事業所や特別支援学校等において支援を行う人材を育成することに加え、

しょうがいしゃ げいじゅつさくひん ひょうか はくくつ はっしんどう おこなうじんざい いくせい ひつよう
障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成が必要である。

○ こうした かんてん たとえば びじゅつだいがく げいじゅつだいがく がくせいどう ふくし
こうした観点から、例えば、美術大学や芸術大学の学生等が福祉サービス

じぎょうしょ とくべつしえん がっこう しょうがいしゃ しえんいん しょうがいしゃ せいさくかつどう しょうがいしゃ
事業所や特別支援学校でインターンや支援員として、障害者の制作活動の支援

とりくむ ことなどを通じて しょうがいしゃ げいじゅつかつどう ふれる びじゅつだいがく
に取り組むことなどを通じて障害者の芸術活動に触れることや、美術大学や

げいじゅつだいがく しょうがいしゃ がくげいいんようせいかてい げいじゅつけい きょういんようせいかてい なか しょうがいしゃ
美術大学等において、学芸員養成課程や芸術系の教員養成課程の中で障害者

げいじゅつ かんするないう じゅぎょう とりいれる くにとう おこなうぜんこく びじゅつかん
の芸術に関する内容を授業に取り入れること、また、国等が行う全国の美術館

かんけいしゃむけ けんしゅう しょうがいしゃ げいじゅつ かんするないう とりいれる
関係者向けの研修で、障害者の芸術に関する内容を取り入れることなどを

つうじて びじゅつかんけいしゃ しょうがいしゃ げいじゅつ たいするりかい ふかめるとりくみとう すずめて
通じて、美術関係者が障害者の芸術に対する理解を深める取組等を進めていく

ことが考えられる。

しょうがいしゃ げいじゅつかんしょう かんきょうづくり
(障害者の芸術鑑賞のための環境づくり)

○ びじゅつかんとう しょうがいしゃ げいじゅつさくひん かんしょう かんきょうづくり すずめる
美術館等において障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めるた

しょうがいしゃ かんしょうかつどう しょうがいしゃ かんてん はいりよ のぞまれる
め、障害者の鑑賞活動を支援するという観点にも配慮することが望まれる。

(3) 関係者のネットワークの構築等について

- 障害者の芸術活動を普及・発展させていくためには、障害者やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワークを構築していくことを通じて、障害者の芸術活動を支える人材が相互に連携・協力することが必要である。

- 障害者の芸術活動を支援するためのナショナルセンターを設けるべきという議論については、構成員から以下のような意見が示されており、これらを踏まえ、本懇談会としては、各地域のレベルにおいて相談支援・人材育成等の現場の支援や芸術作品の評価・発掘・保存・発信等を行う機能の強化を図り、拠点化を進め、それらを全国的なネットワークとして結び付けていくような方向を目指すことが重要であると考える。

- ・ ナショナルセンターという位置付けで背骨のある形で支援していくことが必要であるが、中央にハコモノを一か所設置するというイメージではなく、地域の美術館や施設を国が支援するというような弾力性をもって考える必要がある。
- ・ アートは多様性が面白いところだが、ナショナルセンターで絶対的な基準を作るようなことになってしまうと、逆に多様性が見えてこなくなる。地域に根差した美術館や施設に国が支援していくことにより、結果として、そこに

たようせい おのず う ま れ て
多様性が自ずと生まれてくるのではないか。

- ・ 「アール・ブリュット」の発信は、一極集中で上から下に下ろすのではなく、各地域で発信していくものがふさわしいし、その方が発信力も強い。
- ・ まずは地域のニーズと密着して情報交換や人材交流などの取組が行える場が必要であり、その上に立って全国的な情報交換・人材交流を行うことができるセンターについて考えるべきである。
- ・ ナショナルセンターは、ハコモノというよりは、ネットワーク形式のものを作って、それぞれの地域や現場を活性化するようなものになるのではないか。

4 おわりに

ほんこんだんかい
本懇談会においては、6月11日に第1回の会合を開催した後、限られた時間の中で、しょうがいしゃ げいじゅつかつどう
障害者の芸術活動のうち、おも びじゅつ ぶんや しょうてん
主に美術の分野に焦点を当てて議論を行い、今回、
ちゅうかんてき とりまとめ おこなった ほんこんだんかい
中間的な取りまとめを行った。本懇談会としては、ふくしぶんや しょかん
福祉分野を所管する厚生労働省
げいじゅつぶんか しんこう しょかん ぶんかちょう そうご れんけい きょうりよく
と芸術文化の振興を所管する文化庁が相互に連携・協力し、この取りまとめの方向
そつ たりとみ ちやくじつ すいしん
に沿った取組を着実に推進していくことを強く望む。

【参考】 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 開催要綱

1 趣旨

芸術活動は障害者にとって重要な社会活動の一つであり、これまでも主に福祉的な観点から支援が図られてきた。近年では、既成の概念にとらわれないその芸術の特性が、国内外において一定の評価を受けるようになってきており、芸術活動を通じた障害者の社会参加の一層の促進が期待されるとともに、その芸術の特性は、芸術文化一般の発展に寄与する可能性を秘めていると考えられる。一方で、芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者等に対する支援や、障害者による芸術作品の価値が認知され、展示等につなげていくための取組等が未だ不十分であることから、障害者の芸術活動に関して一層の支援を図るため、有識者による専門的な検討を行う。

2 検討事項

- 障害者、その家族、支援者等に対する支援
(例)
 - ・ 障害者の芸術作品の展示機会の確保に関する支援
 - ・ 障害者の芸術作品の著作権の保護等に係る支援
- 障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組み

れい
(例)

- ・ 障害者の芸術作品の発掘・収集・保存等を行う仕組み
- ・ 障害者の芸術作品の展示、発信等が推進されるようにするための仕組み

3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

4 運営等

- (1) 懇談会は、文化庁文化部長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会の庶務は、文化庁文化部芸術文化課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 懇談会は、原則として公開とする。

【参考】^{さんこう} 障害者の^{しょうがいしゃ} 芸術活動^{げいじゆつかつどう}への支援^{しえん}を推進^{すいしん}するための懇談会^{こんだんかい} 構成員名簿^{こうせいいんめいぼ}

あおやぎまさのり
青柳正規

どくりつぎょうせいほうじんこくりつびじゆつかんりじちよう こくりつせいようびじゆつかんちよう
独立行政法人国立美術館理事長、国立西洋美術館長

がっ にちづ こうせいいんじんにん
(7月8日付け構成員辞任)

いまなかひろし
今中博之

アトリエインカーブクリエイティブディレクター、^{しゃかいふくしほうじんすおうかい}社会福祉法人素王会

りじちよう いっきゆうけんちくし きょうとだいがくちいきけんきゆうそうごうじようほう けんきゆういん
理事長、一級建築士、京都大学地域研究総合情報センター研究員

うえのみつる
上野密

いっばんしゃだんほうじんぜんこくしたいふじゆうじしゃふほ かいれんごうかいじようむりじ
一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事

おかべたろう
岡部太郎

ざいだんほうじん いえじむきやくちよう
財団法人たんぼぼの家事務局長

しげみつたか
重光豊

とくていひえいりかつどうほうじんしょうがいしゃげいじゆすいしんけんきゆうきこうてんさい
特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構天才アートミュージアム

ふくりじちよう きょうとしきょういくいいんかいしどうぶそうごういくせいしえんかさんよ
副理事長、京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与

すずききょうこ
鈴木京子

こくさいしょうがいしゃこうりゆう じぎょうきかくかちよう
国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課長

すずきまりえ
鮎万里絵

げいじゆつかつどう おこな しょうがいとうじしゃ
芸術活動を行っている障害当事者

たなかまさひろ
田中正博

しゃかいふくしほうじんぜんにつぼんで いくせいかいじようむりじ
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事

たばたかすえ
田端一恵

しゃかいふくしほうじんしがけんしゃかいふくしじぎょうだんきかくじぎょうぶじちよう
社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団企画事業部次長

なかくほみつあき
中久保満昭

べんごし
弁護士

ひびのかつひこ
日比野克彦

とうきょうげいじゆつだいがくきょうじゆ
東京芸術大学教授

ほさかけんじろう
保坂健二郎

どくりつぎょうせいほうじんこくりつびじゆつかん とうきょうこくりつきんだいびじゆつかんしゆにんけんきゆういん
独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員

ほんごうひろし
本郷寛

とうきょうげいじゆつだいがくびじゆつがくぶきょうじゆ
東京芸術大学美術学部教授

けいしょうりやく おんじゆん
(敬称略、50音順)

【参考】^{さんこう} 障害者の^{しょうがいしゃ} 芸術活動^{げいじゆつかつどう}への支援^{しえん}を推進^{すいしん}するための^{こんだんかい}懇談会^{かい}開催^{かい}経緯^{けい}

だい かい へいせい ねん がつ にち
第1回 平成25年6月11日

- ・^{かくこうせいいん}各構成員^{じゆうはつげん}からの自由発言
- ・^{こうせいいん}構成員からのプレゼンテーション
- ・^{いけんこうかん}意見交換

だい かい へいせい ねん がつ か
第2回 平成25年7月2日

- ・^{ろんてんせいり}論点整理
- ・^{いけんこうかん}意見交換

だい かい へいせい ねん がつ にち
第3回 平成25年7月25日

- ・^{ちゆうかんと}中間取りまとめ^{あん}（案）